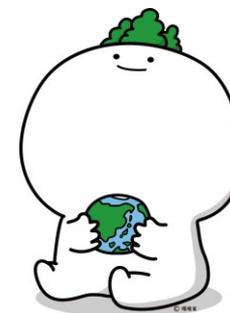




第1回WGの振り返り



- 第1回WGでは、主に2つの論点についてご意見をいただきました。
- 1つ目の論点「支援証明書における環境省の証明範囲について」は事務局提示方針でおおむね良い事が確認できた。
- 一方で2つ目の論点「支援証明書の発行パターンについて」は支援証明書の発行パターン整理等、課題事項が残った。

第1回WGにおける論点及び対応方針

1 支援証明書における環境省の証明範囲について

方針

- ✓ 証明範囲は支援した自然共生サイト/活動計画の情報、支援内容、ロジックモデルとする。
- ✓ 支援内容を証明するにあたり、インプットの証憑は必須、アクティビティの証憑は必須としない。
- ✓ インプットに応じた全てのアクティビティが行われていない場合、支援の継続性とトラブル回避の観点から、事業計画の提出を求めることとする。
- ✓ ロジックモデルは自然共生サイト/活動計画の認定内容と整合を確認することでその確からしさを担保する。

2 【「企業版ふるさと納税」や「基金」などを経由した支援を発行対象とすることについて】

方針

- ✓ 複数の支援ルートが想定されるため、申請パターンを整理し、「企業版ふるさと納税」や「基金」を經由して支援証明書を発行する条件を再度検討する。

2. 支援証明書における環境省の証明範囲について①

第1回WG資料再掲

- 昨年度は、環境省が支援内容を証明することは意味があるとのご意見を頂いた一方で、「支援証明書で証明する範囲を明らかにする必要がある」、「ロジックモデルの有無の差異がわかりにくい」とご意見を頂いたことから以下のとおり整理した。
- **ロジックモデルの作成は任意としていたが**、支援証明書による証明内容やその確認に係る事務手続き、ロジックモデルの意義等について再度整理したところ、本紙の他項目と同様に**必須項目として扱うことが妥当と考える**。次頁のとおりに整理した点について、ご意見をいただきたい。

支援証明書

認定された自然共生サイト/活動計画に対してその価値の維持・向上に繋がる支援をしたことを証明するもの。申請者が自らの支援についてその根拠とともに提出し、その内容を環境省が確認することで、「証明」と整理する。

本紙 (証明範囲)

支援したサイト/活動計画の情報、支援内容、ロジックモデル等。
このうちロジックモデルは、自然共生サイト/活動計画に位置づけられたアウトカムにつながる支援であることをロジックで示すもの。

別紙 (証明外)

特記事項。「環境・社会への副次的効果」等の本紙に記載することができない内容を記載するための項目。

記載項目

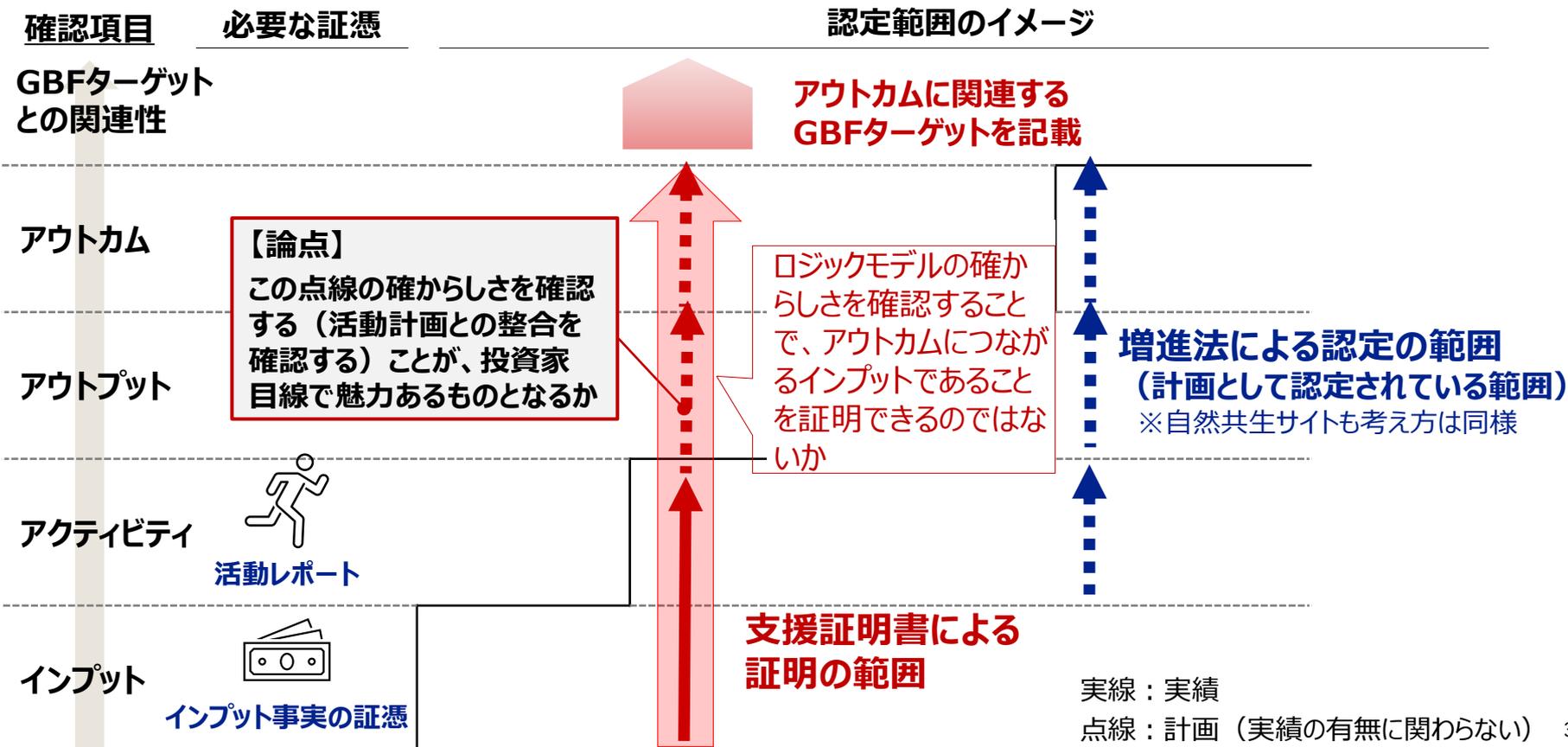
記載事項

記載項目		記載事項	
本紙	支援サイト 情報	概要	・支援先の自然共生サイト/活動計画に関するサイト名称、所在地等の概要 ※ 活動計画の場合：維持、回復、創出のいずれを目的とするサイトか
		認定基準 /目標	・自然共生サイトの場合：認定された基準を転記 ・活動計画の場合：認定された目標を転記
		認定内容	・自然共生サイトの場合：管理計画・モニタリング計画の内容 ・活動計画の場合：活動内容
	支援内容	インプット	(例) 金銭的支援：100万円寄付
		アクティビティ	(例) 外来種駆除：○人日分
	支援期間	支援者及び被支援者間で合意した支援期間（予定もしくは実績）	
	本支援証明書の有効期間	支援証明書の効力発行日から有効期限までの期間	
ロジックモデル	インプット～アウトカム、GBFターゲットとの関連性を記載		
別紙	特記事項（任意）	✓ 支援によるアウトカム（自然共生サイト/活動計画で認定された活動に関連するもの以外） ✓ 本業との関連、支援者の知見 等	

支援証明書の
証明範囲

証明範囲
ではない

- 本紙による支援内容の証明範囲は、これまでの議論を踏まえ、① **インプットの事実** ② **アクティビティに活用されたこと**の事実と整理。
- 生物多様性増進活動促進法に基づく活動計画については、アウトプット・アウトカムを見据えた活動内容を記載することを見込んでいる。そのため、支援証明書においても、上記①、②が当該活動計画に沿うものであることを確認することで、まだ支援に伴う実績が出ていない中であっても、インプットがアウトプット・アウトカムにつながることを確からしさのある程度担保できると考えている。
- 活動主体は活動計画認定後もモニタリングを行うこととされており、アウトプット・アウトカムの経過については当該結果を参照することで簡易的に把握することは可能と考えている(支援証明書の更新、失効のルールについては次回検討)



地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（以下、増進法）を踏まえた支援証明書の検討について

- 今年度の試行・検討は増進法の施行も見据えて検討を行う。

企業版ふるさと納税や基金等を経由した支援の扱いについて

- 企業版ふるさと納税で地方公共団体を経由する場合とファンドを経由する場合では扱いが異なると考えられる。基本的に支援証明書は分割も移転もできないため、基金が持っている支援証明書を、さらにその基金に対する寄付者がその支援証明書の価値を訴求するか。訴求するとすれば、どのような条件が必要かという検討が必要。
- 寄付制度と支援証明書制度は別の枠組みであり、支援証明書を発行する分には問題ないと想定される。
- インプットの確認をする場合に、支援者から基金・地方公共団体等へのインプットと、基金・地方公共団体等から支援先へのインプットの2パターンが存在する。複数の支援ルートが想定されるので、そのパターンを網羅できるような制度設計にするとよい。

支援証明書発行後の運用（支援状況のモニタリング）について

- 自然共生サイトや活動計画の認定が先に行われているという前提であれば、支援証明書（ロジックモデル）の確認事項はインプットまでとし、アクティビティ以降は増進法の活動計画との整合を見る方針が良い。
- 実際のアウトプット・アウトカムのモニタリングは増進法の認定制度の中で活動実施者が行う想定で、支援証明書制度におけるモニタリングの運用は引き続き検討する。
- 当初の支援時点で予定していたアウトプットが出ていない場合でも、生態系等が改善されていることもありえるので、それも含めてモニタリングでフォローすれば良い。
- アウトカムを検証する場合に、多くの場合は複合的な要因でアウトカムが形成されるため、ある特定のアクティビティからつながるアウトカムのみを定量的に切り出すことは難しい。まずは活動計画との整合を見る定性的な評価とする方針は妥当。

支援の継続性について

- 支援（インプット）が断続的になってしまうと、活動の継続性を担保できない。継続的に支援が実施されることが重要。支援した資金についての事業計画を出してもらうこととしてはどうか。

支援証明書発行時の確認事項について

- 支援証明書の発行判断において、支援者の身元保証やお金のやり取りの確からしさの確認を環境省が行うことは難しいのではないかと。マッチングに事務局が関与せず自律的に行う形とする上で、トラブル回避のために二者間で覚書を作成してもらい、環境省は覚書を取り交わした旨を確認するとよい。
- ただし、支援証明書の発行後に継続して支援が行われなかった場合等の、支援証明書の失効条件を検討することは重要。

支援証明書の発行タイミングについて

- 支援実施から支援証明書発行までのラグが大きくなり過ぎないように、インプットの実績が証明された時点で、アクティビティが未実施でも支援証明書は発行可能とした方がよい。ロジックモデルにより、インプットが活動計画に沿って使われる（アクティビティが実施される）証明を確認できれば発行できる。

金銭的な支援の場合の支援実施状況の管理方法について

- インプットのすべてが支援証明書に記載する支援期間内に使用されない場合も考えられるため、支援された資金の管理のため、事業計画を出してもらうこととしてはどうか。
- 支援証明書発行時における支援の実施及びその活用に関する予算計画の確認や、モニタリング時における決算報告等の確認を行うことで、不信感の払拭に繋がるかもしれない。